

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

<p>◎ 告 示</p> <p>○長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（5件）</li> <li>・道路の区域変更</li> </ul> <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧</li> </ul> <p>◎ 雑 報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の実施について</li> </ul>	<p>所管課（室）名</p> <p>産 業 政 策 課</p> <p>漁 業 振 興 課</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p>漁 業 振 興 課</p> <p>長崎県公立大学法人</p>
---	---

## 告 示

### 長崎県告示第85号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年2月2日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 産業政策課関係						別表（第2条関係） 産業政策課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～9 略						1～9 略				
10	長崎県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金補助金	新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る。	要請に応じて営業時間の短縮に協力した店舗への協力金の交付に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	市町						

**長崎県告示第86号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年2月2日

長崎県知事 中村 法道

加入区

津吉加入区

**長崎県告示第87号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年2月2日

長崎県知事 中村 法道

加入区

福島町加入区

**長崎県告示第88号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年2月2日

長崎県知事 中村 法道

加入区

三浦湾加入区

**長崎県告示第89号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年2月2日

長崎県知事 中村 法道

加入区

豊玉町日の出加入区

**長崎県告示第90号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年2月2日

長崎県知事 中村 法道

加入区

上対馬町南部加入区

**長崎県告示第91号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年2月2日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 地方主要道  
路線名 長崎空港線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
大村市森園町663番3地先から 大村市森園町1484番地先まで	前	19.0~25.0	39.2	
	後	19.9~25.0	39.2	

## 公 告

### 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年2月2日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷1328番地5

古木 富男

長崎県南松浦郡新上五島町続浜ノ浦郷338番地

吉川 孝明

(2) 加入区

上五島町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

上五島町漁業協同組合

#### 2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷2273番地

上五島町漁業協同組合

## 雑 報

### 一般競争入札の実施について（公告）

長崎県立大学無線アクセスポイント増設について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年2月2日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

長崎県立大学無線アクセスポイント増設

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月12日

(4) 納入場所

長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学 佐世保校  
長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学 シーボルト校

(5) 入札の方法

(1)の業務を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) アまたはイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

(3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から7の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 入札参加を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和3年2月12日までに次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123  
（名称）長崎県公立大学法人 総務課財務グループ  
（電話）0956-47-2191

(2) 本法人において参加資格を確認のうえ、結果を通知する。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123  
（名称）長崎県公立大学法人 企画広報課  
（電話）0956-47-5856 （FAX）0956-47-8047

5 入札説明書の交付

（期間）この公告の日から令和3年2月8日まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分の間。  
（場所）4の部局とする。  
（受領）入札参加希望者は、4の部局で必ず入札説明書を受領すること。

6 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札の日時及び場所

（日時）令和3年2月16日 14時00分  
（場所）長崎県立大学佐世保校 学生会館2階G204教室

開札当日が悪天候（大雨、大雪等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札額の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

9 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 実作業者の情報技術が、業務に必要な要件を満たすものと認められなかったとき。
- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に記名押印がないとき（署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

11 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

12 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二一一一  
二一一四

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏ト  
弥ト